

井川町教育委員会 3月定例会会議録

1. 日 時 令和2年3月30日(月) 午後1時30分～3時

2. 場 所 井川町公民館

3. 出席委員

教育長	六郷博志
委員	幡宮明貞
委員	齋藤正仁
委員	遠藤勇人
委員	小武海文恵

4. 欠席委員

なし

5. 会議に出席した事務局職員

事務局長	伊藤一彦
事務局次長	鷺谷幸平

6. 会議

(1) 議案

- ①議案第3号(継続) 井川町スポーツ賞授与規程の一部を改正する規程(案)について
- ②議案第6号 井川町スポーツ交流館規則の一部を改正する規則(案)について
- ③議案第7号 井川町民武道館条例施行規則の一部を改正する規則(案)について
- ④議案第8号 招致外国青年就業規則の一部を改正する規則(案)について
- ⑤議案第9号 義務教育学校入学式告辞(案)について
- ⑥議案第10号 令和2年度教育委員会職員人事異動に係る内申について
- ⑦議案第11号 令和2年度準要保護児童生徒の認定について

(2) 協議事項

- ①令和元年度教育委員会事務点検・評価報告書について

(3) 報告事項

- ①新型コロナウイルス対策に係る学校の対応について
- ②新型コロナウイルス対策に係る社会教育施設の対策について
- ③義務教育学校の進路状況について
- ④教育委員会、公民館、学校関係行事予定について
- ⑤その他

7. 情報交換

8. 会議の経過

- 事務局長 今定例会の議事録署名員に幡宮委員、遠藤委員を提案。
(全員提案を了承)
- 教育長 議案第3号(継続)井川町スポーツ賞授与規程の一部を改正する規程(案)について事務局に説明を求める。
- 事務局長 (栄光賞の銅賞の対象を、県大会の1位だけではなく、1位～3位までを対象とする。新たに奨励賞を設け、対象をスポーツ振興に貢献し、又は主催・共催団体に拘わらず、その活躍が顕著で選考委員会が推薦するものとする。)
- 教育長 質問等がなければ議案第3号井川町スポーツ賞授与規程の一部を改正する規程(案)について承認したい。よろしいか。
- 全員 異議なし。
- 教育長 議案第3号は承認されました。続いて、議案第6号井川町スポーツ交流館規則の一部を改正する規則(案)について事務局に説明を求める。
- 事務局長 (夏場と冬場の利用時間が異なっていたが、利用実態に合わせて午前9時から午後9時まで全期間統一することとする。)
- 教育長 質問等はあるか。
- 委員 利用者はどのくらいいるのか。
- 事務局長 週に3日～4日はスポーツ少年団や、井川義務教育学校の部活動で9時頃まで利用している。休館日を除く週6日は必ず利用されている状況である。
- 教育長 他に質問等がなければ、議案第6号井川町スポーツ交流館規則の一部を改正する規則(案)について承認したい。
- 全員 異議なし。
- 教育長 議案第6号は承認されました。続いて、議案第7号井川町民武道館条例施行規則の一部を改正する規則(案)について事務局に説明を求める。

事務局長 (井川町スポーツ交流館と同様に、利用実態に合わせて午前9時から午後9時まで全期間統一することとする。)

委員 町民武道館条例施行規則にのみ、土日祝日の利用時間について定められているが、どうしてなのか。

事務局長 土日祝日の利用時間について、条例で定められている場合と、規則により定められている場合があるためである。

教育長 他に何か意見はあるか。なければ、議案第7号井川町民武道館条例施行規則の一部を改正する規則(案)について承認するということよろしいか。

全員 異議なし。

教育長 議案第7号は承認されました。続いて、議案第8号招致外国青年就業規則の一部を改正する規則(案)について事務局に説明を求める。

事務局長 (会計年度任用職員制度開始に伴い、規則の改正が必要になった。同時に、ALTのとりまとめ団体が提示する規則案に沿った形で改正を行う。)

委員 公民館で開催している英会話教室に関する労働条件はこの規則に含まれているか。

事務局長 町で行っている事業であるため、含まれていない。

委員 実質の契約期間はどのくらいなのか。

事務局次長 1年間の契約で、最長5年まで更新できる。

委員 規則に「参加者」が多く使われているが、どういった意味合いなのか。

事務局長 JETプログラムに参加する「参加者」という意味合いだと考えられる。

教育長 他に質問がなければ、議案第8号招致外国青年就業規則の一部を改正する規則(案)について承認するということよろしいか。

全員 異議なし。

教育長 議案第8号は承認されました。議案第9号義務教育学校入学式告辞(案)について説明をする。事前に資料を渡しているが、新1年生29名が入学予定である。告辞に対して何か意見等はあるか。

委員 保護者宛の文章の3行目に誤字がある。

教育長 訂正する。

委員 新入生に対して「11期生」は違和感がある気がする。

教育長 該当部分を削除する。

教育長 他に意見等がなければ、議案第9号義務教育学校入学式告辞
(案)について承認するという事によろしいか。

全員 異議なし。

教育長 続いて、議案第10号令和2年度教育委員会職員人事異動に係る
内申について事務局に説明を求める。

事務局長 (事務局内では計3名が町長部局へ異動し、2名が町長部局より
異動してくる。また、1名が新規採用された。)

教育長 意見等がなければ、議案第10号令和2年度教育委員会職員人事
異動に係る内申について承認するという事によろしいか。

全員 異議なし。

教育長 続いて、議案第11号令和2年度準要保護児童生徒の認定につい
て事務局に説明を求める。

※ 個人情報に係る案件のため、記載を省略

教育長 続いて、協議事項に移る。令和元年度教育委員会事務点検・評価
報告書について説明する。
(①学校教育、②生涯学習、③芸術文化の振興と文化財保護、④
生涯スポーツのそれぞれの項目においてA～Cの評価を決定して
いく。①学校教育・・・「学力の向上」→「A」、「社会性の伸長」→
「B」、「温かな心・健康な体」→「B」②生涯学習・・・「豊かで楽
しい学習機会の保証」→「A」、「地域の教育力向上への支援」→
「B」③芸術文化の振興と文化財保護・・・「郷土の歴史・文化の保
護・継承・活用」→A、「芸術文化の振興」→「B」④生涯スポー
ツ「生涯スポーツの振興」→「B」)

委員 印象で評価せざる終えない部分がある。様々な具体的な取り組み
については昨年より良くなっているように思う。

委員 「学力の向上」とあるが、「学力」をどのように捉えるか。学習状
況調査の結果なのか。思考力や判断力などテストで簡単に図ること
ができない部分もある。それらは子どもたちにとって必要な要
素でもある。先生方が「学力」をどのように捉えているのかが気
になる。また、教職員向けのアンケート結果の中で「1～9年生
まで継続して子どもを育てていくとすれば、学校としてのビジョ
ンが必要だ」というような回答があったが、「学力」をどう捉え
て、どのようにしてその学力をつけさせていくのかというビジョ
ンを共有する機会が必要であると思う。

委員 講義式の授業の良さも維持しながら、新しいものを取り入れてい
った方がよい。

- 委員 目標に対して様々な取り組みが記載されていて、非常にわかりやすかった。高齢化の問題などにより、簡単に目標を達成できない面もある。目標達成の評価だけではなく、取り組みに対する評価もあれば尚良いのでは。
- 教育長 最後に、報告事項に移る。①新型コロナウイルス対策に係る学校の対応について説明をする。(4月までの対応については資料のとおり対応をしていく。5月以降のことについては今後決めていく予定である。)
- 事務局長 ②新型コロナウイルス対策に係る社会教育施設の対策について、資料のとおりで、4月1日から通常通りの取扱いになる。
- 教育長 ③義務教育学校の進路状況について事務局に説明を求める。
(32名全員が志望校に合格した。)
- 事務局長 ④教育委員会、公民館、学校関係行事予定について事務局に説明を求める。
- 教育長 (教育委員会、公民館、学校関係行事予定について説明)
- 事務局長 (他に無いことを確認して定例会を終了)